

れで客が減少し、経営に影響を受ける事業の一つであることには変わりがない。そして、経営に影響を受けた事業の中にも性風俗関連業のみ支給の対象外とするのは、行政が裁量権を恣意的に濫用するものと言わざるを得ない。

したがって、性風俗関連業のみ対象外とする目的は正当なものとは言えない。

以上より、本件規程8条3号は14条1項に反し、違憲である。

【設問2】 1. 原告の主張

(1) 支援金の支給に国籍要件を課す本件条例3条3号は、外国人を不当に差別するものとして、14条1項に反し違憲ではないか。

(2) まず、平等原則のような精神的自由の表現を求めた権利においては、国際^{協調}主義(98条2項)強調のもと、外国人へも等しく適用があると解すべきである。

そして、上記に述べたように、相対的平等表現のもと、理合理的な理由に基づかない差別は禁止される。

(3) これを以下、本件についてみる。本件の場合、本件条例3条3号は専ら外国人という理由に支給を認めないものである。

これは、外国人という日本人ではないという観点から区別をしているものであり、実質的には「人種」による差別と同視できるものである。そのため、列挙事由においては、とりわけ厳格に審査すべきである。

そこで、目的が必要不可欠で、手段が最小限度か判断する。

(4) 本件では、本件条例の立法目的は、A県の経済復興である。